

持込ニュース23 No.44

本紙は持込事業者の皆様にお届けしています

令和3年10月1日発行

東京二十三区清掃一部事務組合

施設管理部管理課

23

Clean Authority of TOKYO

10月は不適正搬入防止月間です。

清掃一組では、10月を「不適正搬入防止月間」に位置付け、23区と連携し、搬入物検査の強化など不適正ごみの搬入を防止するための取組を行います。

本号では、ごみを持ち込む際の注意事項をお知らせします。

防止月間中は、チラシの配布やのぼり旗の掲示をしています。

ストップ・ザ・水銀！
不適正ごみ搬入禁止



水銀混入ごみは絶対に持ち込まないでください

事業活動に伴って排出された水銀混入ごみは、**産業廃棄物**です。清掃一組の処理施設には、**絶対に持ち込まないでください。**



清掃工場のお兄さん

受入基準の遵守をお願いします

清掃一組では処理施設へ持ち込むことができる廃棄物の受入基準を定めています。

清掃一組の受入基準を満たさない不適正ごみは、処理施設停止の原因となることがあります。受入基準の遵守をお願いします。受入基準は、以下のホームページでご確認ください。

【掲載場所】

清掃一組ホームページ→持込事業者様へ→事業系一般廃棄物の持込みについて

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/mochikomi/mochikomi/oshirase/index.html>



布繊維物
(長尺物)



缶詰
(不燃物)



廃油
(産業廃棄物)

左の写真のような、受入基準を超えるサイズのごみや、産業廃棄物は清掃工場に持ち込めないよ！



くみちゃん

【受入基準についての問合せ】

管理課搬入指導係 ☎03-6238-0731

